

佐賀県職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 3 月28日

佐賀県人事委員会委員長 大 西 憲 治

佐賀県人事委員会規則第 5 号

佐賀県職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則

佐賀県職員特殊勤務手当支給規則（昭和41年佐賀県人事委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（教務手当）</p> <p>第 3 条 略</p> <p>2 条例第 4 条第 1 項の教務手当の額は、<u>職員が勤務した月 1 月につき21,400円とする。</u></p> <p>3 条例第 4 条第 2 項の教務手当の額は、<u>職員が業務に従事した日 1 日につき720円とする。</u></p> <p>（社会福祉業務手当）</p> <p>第 5 条 条例第 6 条第 1 項に規定する人事委員会規則で定める業務は、次に掲げる業務とする。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) <u>配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）に基づき、配偶者から暴力を受けた被害者又はその配偶者等と面接して行う相談、指導又は一時保護に関する業務</u></p> <p>(9) 略</p> <p>2 略</p> <p>（漁業取締調査手当）</p> <p>第20条</p>	<p>（教務手当）</p> <p>第 3 条 略</p> <p>2 教務手当の額は、<u>職員が業務に従事した日 1 日につき、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。</u></p> <p>(1) 条例第 4 条第 1 項の業務 1,200円</p> <p>(2) 条例第 4 条第 2 項の業務 720円</p> <p>（社会福祉業務手当）</p> <p>第 5 条 条例第 6 条第 1 項に規定する人事委員会規則で定める業務は、次に掲げる業務とする。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) <u>配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）に基づき、配偶者から暴力を受けた被害者又はその配偶者等と面接して行う相談、指導又は一時保護に関する業務</u></p> <p>(9) 略</p> <p>2 略</p> <p>（漁業取締調査手当）</p> <p>第20条 条例第21条第 1 項ただし書に規定する人事委員会規則で定</p>

改正前	改正後
<p>漁業取締調査手当の額は、職員が業務に従事した日1日につき次の各号に掲げる業務の区分に応じ当該各号に掲げる額とする。</p> <p>(1) 海上における被疑者の追跡、立入検査、検挙等身体に危害を受けるおそれが特にあると認める業務 370円</p> <p>(2) 海上における前号以外の漁業取締業務 260円</p> <p>(3) 略</p> <p>(警務作業手当)</p> <p>第31条 略</p> <p>2～8 略</p> <p>9 条例第32条第1項第8号に規定する作業に係る警務作業手当の額は、職員が作業に従事した日1日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 天皇又は皇后、皇太子若しくは皇太子妃の警衛 1,150円</p> <p>(2) 略</p> <p>10 略</p> <p>11 条例第32条第1項第10号に規定する作業に係る警務作業手当の額は、職員が取り扱った死体1日につき、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前号に掲げる職員以外の職員 1,100円(心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める場合にあつては、3,200円)</p> <p>12～18 略</p> <p>19 職員が同一の日において条例第32条第1項第1号から第6号までに規定する作業に2以上従事した場合には、その従事した作業</p>	<p><u>める職員は、研究職給料表の適用を受ける職員又は農林漁業普及指導手当の支給を受ける職員とする。</u></p> <p>2 漁業取締調査手当の額は、職員が業務に従事した日1日につき、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、<u>当該各号に掲げる額とする。</u></p> <p>(1) 海上における被疑者の追跡、立入検査、検挙等身体に危害を受けるおそれが特にあると認める<u>漁業取締りの業務</u> 370円</p> <p>(2) 海上における前号以外の<u>漁業取締りの業務</u> 260円</p> <p>(3) 略</p> <p>(警務作業手当)</p> <p>第31条 略</p> <p>2～8 略</p> <p>9 条例第32条第1項第8号に規定する作業に係る警務作業手当の額は、職員が作業に従事した日1日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 天皇又は皇后、皇太子、<u>皇太子妃若しくは人事委員会</u>が定める<u>皇族</u>の警衛 1,150円</p> <p>(2) 略</p> <p>10 略</p> <p>11 条例第32条第1項第10号に規定する作業に係る警務作業手当の額は、職員が取り扱った死体1日につき、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前号に掲げる職員以外の職員 1,600円(心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める場合にあつては、3,200円)</p> <p>12～18 略</p> <p>19 職員が同一の日において条例第32条第1項第1号から第9号まで<u>及び第13号</u>に規定する作業(<u>同項第13号に規定する作業にあつ</u></p>

改正前	改正後																				
<p>のうち当該職員の本務に関する作業に係る警務作業手当（その従事した作業に当該職員の本務に関する作業がない場合は、当該作業に係る警務作業手当のうち最も高額なもの（その額が同額である場合は、いずれかー））に限り支給する。</p> <p>（再任用短時間勤務職員等の特殊勤務手当の額）</p> <p>第31条の2 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年佐賀県条例第18号。以下「勤務時間条例」という。）第2条第2項に規定する育児短時間勤務職員等、同条第3項に規定する再任用短時間勤務職員及び同条第4項に規定する任期付短時間勤務職員に対する教務手当（条例第4条第1項に規定するものに限る。）の額は、第3条第2項の規定にかかわらず、同項の規定による額に勤務時間条例第2条第2項から第4項までの規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。</p> <p>（手当の支給ができない場合）</p> <p>第32条 職員が勤務した月1月について月額として支給する特殊勤務手当については、職員が出張、休暇、欠勤その他の理由により、月の1日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかった場合は、その月の手当は支給することができない。</p> <p>様式第1 略</p>	<p>ては第14項第1号の作業を除く。）に2以上従事した場合には、その従事した作業に係る警務作業手当のうち最も高額なもの（その額が同額である場合は、いずれかー）に限り支給する。</p> <p>第32条 削除</p> <p>様式第1 略</p> <p>様式第1の2（第34条関係）</p> <p style="text-align: center;">教育指導・職業訓練指導業務実績簿</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2">所属名</th> <th colspan="3">氏名</th> </tr> <tr> <th>所属長印</th> <th>直接監督責任者印</th> <th>月 日</th> <th>業務内容</th> <th>従事者印</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	所属名		氏名			所属長印	直接監督責任者印	月 日	業務内容	従事者印										
所属名		氏名																			
所属長印	直接監督責任者印	月 日	業務内容	従事者印																	

改正前	改正後					
<p>様式第1の2～様式第1の4 略</p>	<table border="1" data-bbox="1133 252 2000 296"> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>様式第1の3～様式第1の5 略</p>					

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。